

『ニュースリリース』

平成 30 年 3 月 23 日

富山県信用保証協会
石川県信用保証協会
福井県信用保証協会

北陸三県の信用保証協会と北陸税理士会との間で 「税理士連携短期継続保証制度」を創設しました

北陸三県の信用保証協会（富山県信用保証協会、石川県信用保証協会、福井県信用保証協会）と北陸税理士会は、連携して地域の中小企業の経営の安定や経営基盤の強化を図ることにより、地域経済の発展に寄与することを目的に、平成 29 年 6 月 9 日、「中小企業支援の連携に関する協定」を締結いたしております。

このたび、その具体的な業務協力として、信用保証協会と税理士会の両者が連携する保証制度を創設し、平成 30 年 4 月 1 日より取扱いを開始することといたしました。

本保証の概要は下記のとおりとなっております。

北陸三県の信用保証協会は、今後も地域の関係機関との連携を図り、様々な取組みを通して、中小企業の資金繰りの円滑化及び地域経済の活性化に努めてまいります。

記

【税理士連携短期継続保証制度の概要】

1. 保証制度の目的

信用保証協会、金融機関および税理士が連携し、中小企業に擬似資本的な資金を供給することにより資金繰りの安定化を図るとともに継続的に経営支援を行い、中小企業の経営基盤の強化を図り、もって地域経済の活性化促進に資することを目的とします。

2. 保証対象者

中小企業信用保険法に規定する中小企業者であって、次のいずれにも該当するもの。

- (1) 取扱金融機関との与信取引が 1 年以上あること。
- (2) 税理士が月次管理を行い「税理士連携短期継続保証に係る推薦書兼決算概要報告書」の提出があること。
- (3) 直近決算書において経常利益を計上していること。（個人の場合は別途定め有り）
- (4) 既保証分が条件変更等による返済緩和がされていないこと。

3. 保証内容

- (1) 保証限度：3,000 万円（一企業一保証）
- (2) 保証期間：1 年以内（最大 4 回まで借換可能）
- (3) 返済方法：一括返済
- (4) 保証料率：基本料率（推薦する税理士が認定経営革新等支援機関の場合▲0.1%割引）

以 上